

# 令和 7 年度

## 第 10 期事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日  
至 令和 8 年 3 月 31 日

～重症児者の笑顔と未来を創る～

社会福祉法人

ふれ愛名古屋

## はじめに

令和6年度に続き災害対策に力を入れていきます。熱田区に新拠点を整備し、津波災害警戒区域内にある hoshi の移転を行います。家族支援拠点ふきあげでは指定福祉避難所としての申請・電源等の整備も検討中です。故鈴木前理事長は災害ボランティアが活動の原点でしたが、その遺志を継ぎ備えられる限りの準備を行い減災に取り組んでまいります。

相談支援体制の構築などを目的とした「愛知県でのすべての医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築事業」は名古屋市においても成果が出てきています。自治体コーディネーターに相当するスーパーバイザーは昨年度4名に増員され、また各区の基幹相談支援センターに小児担当コーディネーターも配置され重層的な体制が整いつつあります。福祉から漏れる孤立家族が生まれない時代までもう少しです。

今年度も「どんな重い障害があっても地域で生活できる」というふれ愛名古屋が目指す社会を実現させるため、福祉サービスに、診療に、社会活動に、邁進する所存です。

社会福祉法人 ふれ愛名古屋

理事長 浅井 隼人

# 令和7年度 事業計画

法人理念「重症児者の笑顔と未来を創る」

## 基本方針

### 1. 社会福祉法人としての社会的貢献

- (1) 重症児者地域生活支援の地域連携強化
- (2) 重症児者医療と福祉の融合化

### 2. 既存事業の充実

- (1) 熱田区へ移転する重症児デイサービス hoshi の体制整備
- (2) 放課後等デイサービス「hoshi」と「natsu」の連携の強化
- (3) 既存事業の体制整備
- (4) 福祉避難所の申請と災害時の設備・備蓄の整備

### 3. NICU からの在宅移行体制の向上を目的とした働きかけ

#### 1. 事業実施の方針

ふれ愛名古屋の基本理念である「重症児者の笑顔と未来を創る」を実現する為、医療的ケア児者・重症児者に対応し、「家族支援拠点ふきあげ」を中心とした医療と福祉の融合した社会実現を目指します。

- (1) ふれ愛名古屋の事業の現状

ふれ愛名古屋は、拠点ごとに一体的な管理をしています。

【港拠点】では、生活介護 satsuki、放課後等デイサービス mei・放課後等デイサービス hoshi を展開しています。

【昭和拠点】では、生活介護かえで、児童発達支援 Hana、放課後等デイサービス natsu、居宅介護 haru、医療型短期入所こかげ、小児在宅クリニックみちくさを展開しています。

## (2) 今期の事業の方向性

- 1 昨年度は、hoshi 移転のため複数の助成金を申請し、幾つか採択されました。当初、令和 7 年 1 月開所の予定で準備をすすめましたが、各々の助成金の要綱に従い工事を進めたため、開所は令和 7 年 4 月に変更しました。今年度は、新たな地で、体制を整備していきます。
- 2 昨年度キャンセル待ちの多かった事業所に対し、出来るだけ受入れができるよう体制を整備し、人員を配置します。
- 3 放課後等デイサービス「hoshi」が熱田区に移転することで、今年度は、港区だけでなく、昭和区の放課後等デイサービス「natsu」との協力関係が密になります。昭和拠点の職員が兼務し、体制を整えることで両事業所ともに安定した運営をできるようにします。
- 4 昨年度は、医療型短期入所こかげの開所を週 3 日から週 4 日へ増やしました。今年度も安定した夜間の受入れを行えるよう人員の配置を行います。
- 5 昨年度より新卒の研修内容を一新しました。具体的には、様々な職種の専門分野を活かし子どもから成人まで総合的に支援を行う重要性を学ぶ 1 年と位置付けて、それぞれの職種の目線から座学を行いました。また、配属先以外の事業所での研修（見学）も組み入れることで成人になった利用者と接することを通して、どのように子どもたちの支援をしていくのかを学んでもらいました。  
令和 7 年度は、1 名の新卒が入職します。今年度も時間をかけ丁寧に研修を行います。
- 6 処遇について、名古屋市より昨今の物価高騰を鑑み、令和 6 年度と令和 7 年度の賃上げモデル（令和 6 年度と令和 7 年度の 2 年間で 4.5% の賃上げが望ましい）が示されました。  
これを受け昨年 10 月に、介護職・事務職・送迎ドライバーの時給を 40 円（定期昇給を含め約 4%）上げています。また、令和 6 年度の報酬改定により今まで処遇改善手当の対象者でなかった事務員・調理員にも処遇改善手当として 150 円～200 円を時給にプラスすることができました。

今年度は、医療職の非常勤職員（夜勤専従は除く）に係る時給の賃上げと処遇改善手当を新たに支給します。常勤職員についても一律ではありませんが、処遇改善を行います。

- 7 事務部門は、令和7年5月より労務担当者が育休明けで復帰し、労務が2名体制となります。また、令和6年11月より入職した経理職員が4月より常勤職員となります。昨年度定年を迎えた経理職員は契約職員となり、今年度は経理3名体制で決算など経理業務の伝達をしていきます。

次に、各事業所における今期の方向性を定め、下記のように進めていきます。

#### 1 児童発達支援/放課後等デイサービス「Hana」

昨年度は3名の児童が卒園しました。今年度も児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型として、未就学児と就学児（小学部低学年）を柔軟に受け入れます。利用児のほとんどに医療的ケアがあり、医療依存度も高く、0歳児保護者からの問い合わせも年々増えています。

自宅での生活を不安なく送れるように、支援だけでなく様々な社会資源の情報も提供します。いろいろな「はじめて」を共に楽しみ、家族と共有しながら安心してサービスを利用して頂けるよう努めます。

#### 2 放課後等デイサービス「natsu」

家族から厚い信頼をいただいている反面、毎月の利用希望数が多く、キャンセル待ちが増えています。今年度は、熱田区へ移転する hoshi と共に協力体制を整え、多くのニーズに応えていけるように努めます。また、児童発達支援事業所から進学する利用児の中にも、医療依存度が高い利用児が増えていたため、事業所内研修等を行い、職員の質の向上に努めます。

#### 3 放課後等デイサービス「hoshi」

令和7年度4月から熱田区に移転するなかで、移転先の新しい環境に利用児が早く慣れてもらえるよう努めます。また、昭和区の natsu より hoshi へ3名の契約を移行し、稼働率を100%とします。

#### 4 放課後等デイサービス「mei」

昨年度は体調を崩す利用児が多く、利用人数が減りました。今年度は、hoshi の移転により両事業所を契約していた2名の利用児は、mei のみの利用

となります。令和8年、9年と高等部を卒業する利用児が多くいるため、今後の経営安定を踏まえ新規利用児の獲得など、準備をしていきます。

#### 5 生活介護「satsuki」

昨年度は、契約者が2名減少し、14名となりました。今年度も利用者の体調に充分配慮をしながら支援をしていきます。

#### 6 生活介護「かえで」

昨年度は、追加利用や入浴の希望があり、できる限りそれらの希望に添えるようにしてきました。今年度は、natsuより3名移行してきますが、引き続き利用者や家族の希望に添えるよう努めていきます。

#### 7 居宅介護「haru」

昨年度、認定特定行為業務事業者に登録し、より医療的ケアが必要な方への支援の幅が広がりました。今年度は、人工呼吸器や喀痰吸引、経管栄養が必要な利用者が安心してサービスを受けられるよう、人材育成、多職種連携や医療機関との連携をさらに強化していきます。今年度も引き続き、利用者と家族が安心して暮らせるよう、質の高いケアの提供を目指して取り組んでいきます。

#### 8 福祉有償運送事業

余暇活動支援または緊急時の移動手段として対応致します。

#### 9 小児在宅クリニック「みちくさ」

今年度なかばに医師の退職が予定されており、常勤医師1名体制に戻るため、ある程度の業務縮小は避けられない見通しとなっています。運営上かなりの痛手です。しかしながら常勤医師の補充は極めて困難です。

その様な状況下であっても最も困難なNICUからの在宅移行支援症例だけは断らずに済むよう非常勤医師の募集を行い、診療体制の維持に努めてまいります。

#### 10 医療型短期入所「こかげ」

昨年度に引き続き、利用児者の家族の体調不良時には個室対応することで緊急でも受け入れることができます。

「業務委託」という形態で、訪問看護ステーションの看護師が夜勤や遅出職員として入ることで、少しずつ看護師を増員しています。災害時・緊急時に備え、可能な限り看護師2名以上体制での夜勤とすることができました。また、今年度も稼働日を週4回とし、緊急時のセーフティネットの役割を果たす短期入所となるよう努めます。

#### 11 訪問看護事業

今年度、訪問看護事業は行わない事とします。

#### 12 居宅介護職員初任者研修等事業

今年度、居宅介護職員初任者研修等事業は行わない事とします。

## 2. 事業の実施に関する事項

### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害児通所支援事業
  - (ロ) 放課後等デイサービス
  - (ハ) 障害児相談支援事業
- (二) 障害福祉サービス事業
- (ホ) 移動支援事業
  - (ヘ) 一般相談支援事業
  - (ト) 特定相談支援事業

### (2) 公益を目的とする事業

- (イ) 福祉有償運送事業
  - (ロ) 診療所事業
  - (ハ) 訪問看護事業
- (二) 居宅介護職員初任者研修等事業